

「水とのふれあい広場」を開催しました

漏水修理体験



水鉄砲作り



水ヨーヨーつり



模擬検針体験



下水道を学ぶ教室



狙うはマト!

10月13日(土)に水道庁舎で市制60周年記念事業「水とのふれあい広場」を開催しました。

このイベントは、給水車や防災用品の展示、パネルを使った地震に強い水道管の仕組みの紹介のほか、実際の水道管を使った漏水発見・漏水修理体験や水道メーターの数字を読んで使用水量をはかる検針体験、クイズ形式で下水道を学ぶ教室など、来場者に楽しみながら上下水道への理解を深めていただくことを目的としたものです。

当日は水道管を使った水鉄砲作りやスーパーボールすくい、草加市管工事業協同組合による水ヨーヨーつり、つばさの森による小松菜ジュースなどの販売があり、たくさんの方でにぎわいました。

配水管内洗浄作業を行っています



配水管の内部には、年月の経過とともに水あかなどが付着します。安全・安心な水道水質を保つため、市内を4つのブロックに分け、毎年1ブロックずつ洗浄作業を行っています。

作業場所の近くにお住まいの皆様には何かとご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。



配水・給水管の漏水調査を行っています



配水管及び配水管から水道メーターまでの給水管に漏水がないか調査をしています。現在は市内の北西部(県道さいたま草加線から北側、東武スカイツリーラインから西側)を調査中です。

調査中は、皆様の宅地内に立ち入り水道メーターまでを確認しますので、ご理解とご協力をお願いします。

(調査方法) 路上→路面音調調査(昼夜間)
宅地内→音聴棒調査(昼間)

どちらの作業も、作業員は上下水道部発行の「身分証明書」を携帯し、腕章を着用しています。調査内容等に不審な点がありましたら、担当へお問合せください。

問水道施設課 維持管理係 ☎925-3227

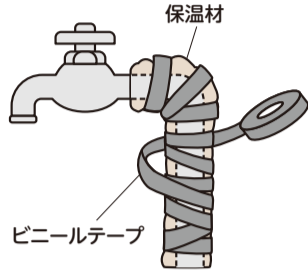
冬の寒さにそなえましょう

水道管の凍結対策

寒波や夜の冷え込みなどで、水道管が凍結して、蛇口から水が出なくなることや、水道管が破裂することがあります。特に露出している水道管や、風が直接あたる水道管は凍結しやすいのでご注意ください。
※気温がマイナス4度以下になると凍結することがあります。

《水道管凍結対策》

むき出しになっている水道管に保温材などを隙間なく巻いて、その上から、濡れないようにビニールテープなどを巻きつけてください。またメーターボックスの中には、新聞紙や布などを入れ保温してください。



《水道管が凍ってしまったら》

自然にとけるのを待つか、タオルや布などをかぶせ、その上からぬるま湯をゆっくりとかけ、とけるのを待ちます。なお、熱湯を直接かけると、水道管が破裂することがあり危険ですので、絶対に行わないでください。



《水道管が破裂してしまったら》

メーターボックス内の止水栓を閉めて、水を止めてください。水が止まらないときは、破裂部分に布やテープをしっかり巻き付けて、応急処置をしてください。その後、草加市水道事業指定給水装置工事業者(4面参照)に連絡し、修理してください。

なお、メーターからお客様の自宅側の漏水につきましては、修繕費はお客様のご負担となります。

水道水でインフルエンザ・風邪予防

これから寒い日が続きます。外出から帰ったときは、水道水で手洗いうがいをし、インフルエンザや風邪の予防をしましょう。手洗いは石けんを使うとより効果的です。また、ほかの季節と比べて水分補給が少なくなりがちですが、きちんと水分をとり、のどを潤すように心がけましょう。

身近にある水道水を使い、手洗いうがい・水分補給をこまめにして元気に過ごしましょう。

問水道施設課 維持管理係 ☎925-3227、水道総務課 管理係 ☎925-3132



草加の水は安心して飲めます

平成29年度 水質検査結果

上下水道部では、市民の皆様安心して水道水を使っていただくため、定期的に水質検査を実施し、安全であることを確認しています。平成29年度の水質検査結果は、次の5か所の給水栓において水質検査(水質基準51項目)を実施し、5か所とも水質基準に適合しています。

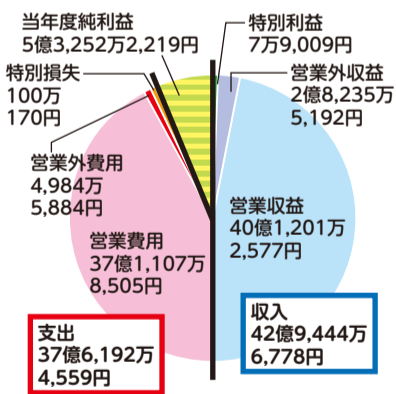
スポーツ健康都市記念体育館(瀬崎六丁目)、柿木公民館、谷塚第3水源(谷塚上町)、草加三丁目防災資材倉庫、原町コミュニティセンター

また、水道水中の放射性物質の検査結果は、厚生労働省が設定した水道水の管理目標値を下回っています。

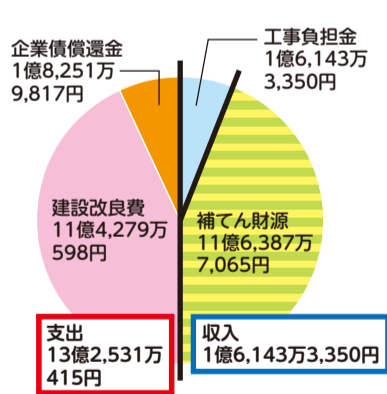
※水質検査結果は、市ホームページで閲覧できます。 問水道施設課 浄水場係 ☎924-3807

平成29年度 水道事業決算

収益的収入及び支出(税抜き)



資本的収入及び支出(税込み)



水道事業は、水道法に基づき「清浄な水を安定して供給する」ことを目的とした地方公営企業として運営されています。必要となる費用は、皆様の水道料金によってまかなわれています。(地方公営企業法により「独立採算制」を基本として事業経営を行うこととなっているためです。)

※市役所から独立して独自の計画と方針に基づいて経営を行うこと。

収益的収入及び支出

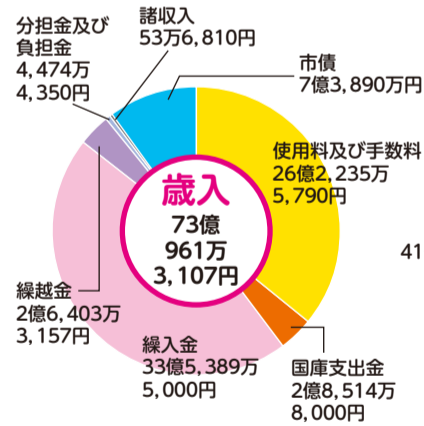
事業活動における収支のこと。水道料金収入や、県から水道用水を購入する費用、電気料金など水道水を供給するための支出など。

資本的収入及び支出

設備投資のための収支のこと。水道水を長期的に供給するため、老朽化した施設の更新工事を行うための支出など。不足分は、企業内部で留保・積立した資金などによる補てん財源を充てています。

問水道総務課 経営係 ☎920-5677

平成29年度 下水道事業決算



下水道事業は、下水道法に基づき「都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資すること」を目的とした事業です。必要となる費用は、皆様からの下水道使用料、下水道受益者負担金をはじめ、国庫補助金、一般会計繰入金、地方債によりまかなわれています。

歳入

事業活動における収入のこと。下水道施設の新設・改築などに係るものは、国庫補助金、一般会計からの繰入金、市債や受益者負担金など。維持管理に係るものは下水道使用料、一般会計からの繰入金などによる収入。

歳出

事業活動における支出のこと。総務費は維持管理に係るもの、事業費は下水道施設の新設・改築などに係るもの、公債費は市債の元金や利子の償還に係るものの支出。

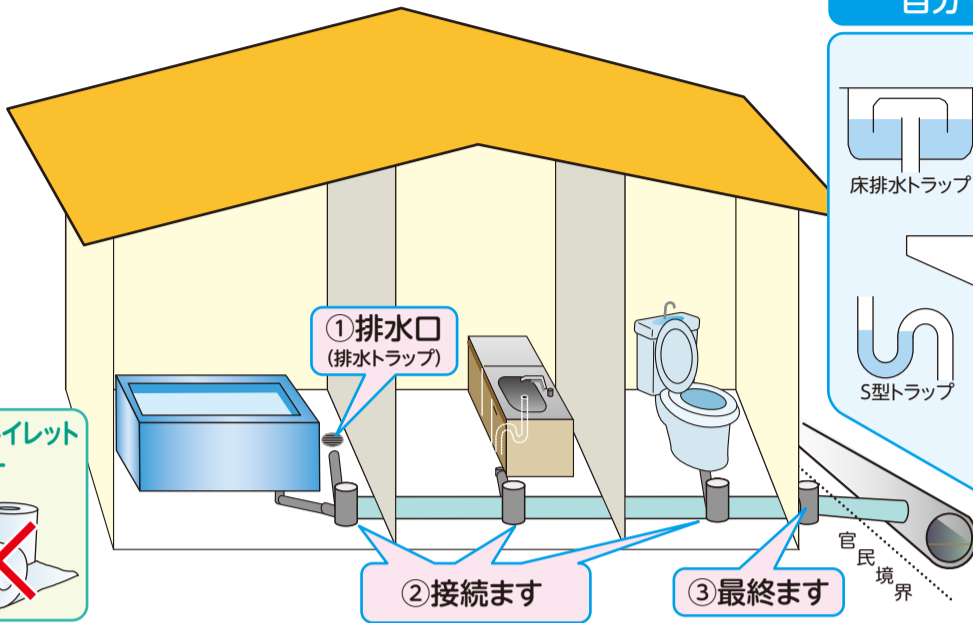
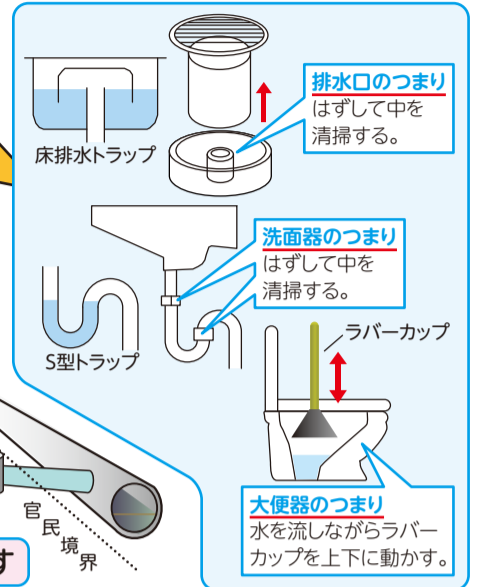
問下水道課 業務係 ☎922-2286

下水道を正しく使いましょう！

下水道に流してはいけないもの



自分でできる維持管理



●流れにくいとき

点検箇所	点検箇所の状態	状況と処理のしかた
①排水口	汚水が流れない	排水口の近くでつまっていることがありますので、上記にある自分でできる維持管理を行ってください。それでも流れない場合は、指定排水設備工事店、専門の清掃業者に連絡して清掃・修理をしてください。
②接続ます	汚水が流れてこない	建物内・宅地内でつまっている可能性がありますので、指定排水設備工事店、専門の清掃業者に連絡して清掃・修理をしてください。
	汚水がたまっている	隣のます(下流側)を調べてください。
③最終ます	汚水が流れてこない	接続ますと最終ますのあいだでつまっている可能性がありますので、指定排水設備工事店、専門の清掃業者に連絡して清掃・修理をしてください。
	汚水がたまっている	下水道本管がつまっていることがありますので、下水道課に連絡してください。

●悪臭がするとき

点検箇所	点検箇所の状態	自分でできる維持管理
トイレ、洗面台の悪臭 → 排水口	トラップ内に水がたまっていない	トラップ内の水がなくなると悪臭がします。いつもトラップ内に水をためてください。
台所、風呂場の悪臭 → 接続ます	接続ますの中にゴミがたまっている	接続ますの中にごみがたまると悪臭がします。月1回程度、付着しているごみ・汚物をブラシなどを使い清掃してください。

問 下水道課 排水設備係 ☎922-2314

※指定排水設備工事店や専門業者への依頼は、原則として有料となります。

適正な使用がされないと...

最悪の場合、下水道本管などが完全に閉塞してしまい、一部の地域で汚水が流れなくなって、マンホールやトイレ、風呂などの排水口から汚水が溢れ出してしまいます。

閉塞の主な原因はトイレや風呂、台所などから下水道に流してはいけないものを流してしまったため、下水道本管が油脂のかたまりや残さ物などで塞がれたことによるものです。

一度汚水が溢れてしまうと悪臭や害虫の発生など衛生状態に深刻なダメージを与え、周辺地域に多大な影響を及ぼすこととなります。こうした事態を防ぐためにも、適切な利用を心掛けてください。

問 下水道課 排水設備係 ☎922-2314



油脂等の固化による閉塞



ゴミによる閉塞



閉塞による滞留

グリーストラップの適切な維持管理をお願いします。

グリーストラップは、主に飲食店などに設置され、厨房から出た排水中の油脂、残さ物などが下水道へ流れ込まないようにするための装置です。

装置内に溜まっている油脂や残さ物などを除去せずに放置すると、それらが下水道へ流れ込み、本管がつまる原因となります。装置が正常に機能するよう、定期的な清掃をお願いします。



※適切な維持管理がされていないグリーストラップ

【注意】

- 清掃の際に発生した油脂などの処分は、専門の業者へ依頼してください。
- 市では不定期にグリーストラップの清掃・管理状況を確認させていただくことがあります。
- 維持管理を怠り下水道本管をつまらせた場合は、下水道本管の清掃費用などを負担していただく場合があります。

問 下水道課 施設係 ☎922-2387

問 下水道課 排水設備係 ☎922-2314

公共下水道への積極的な接続を！

下水道が整備されることで、側溝や水路の悪臭防止につながり、その結果、生活環境が改善されますが、これらの効果を発揮させるためには、各家庭や事業所などから排出される汚水を下水道管に流す必要がありますので、積極的な接続工事をお願いします。

なお、接続工事は草加市の指定排水設備工事店で行うことが義務付けられています。(指定排水設備工事店以外では工事を行うことができません)

工事費用は土地や建物の状況により異なりますので、指定排水設備工事店にご相談ください。なお、指定排水設備工事店の一覧は市ホームページで閲覧できます。

問 下水道課 排水設備係

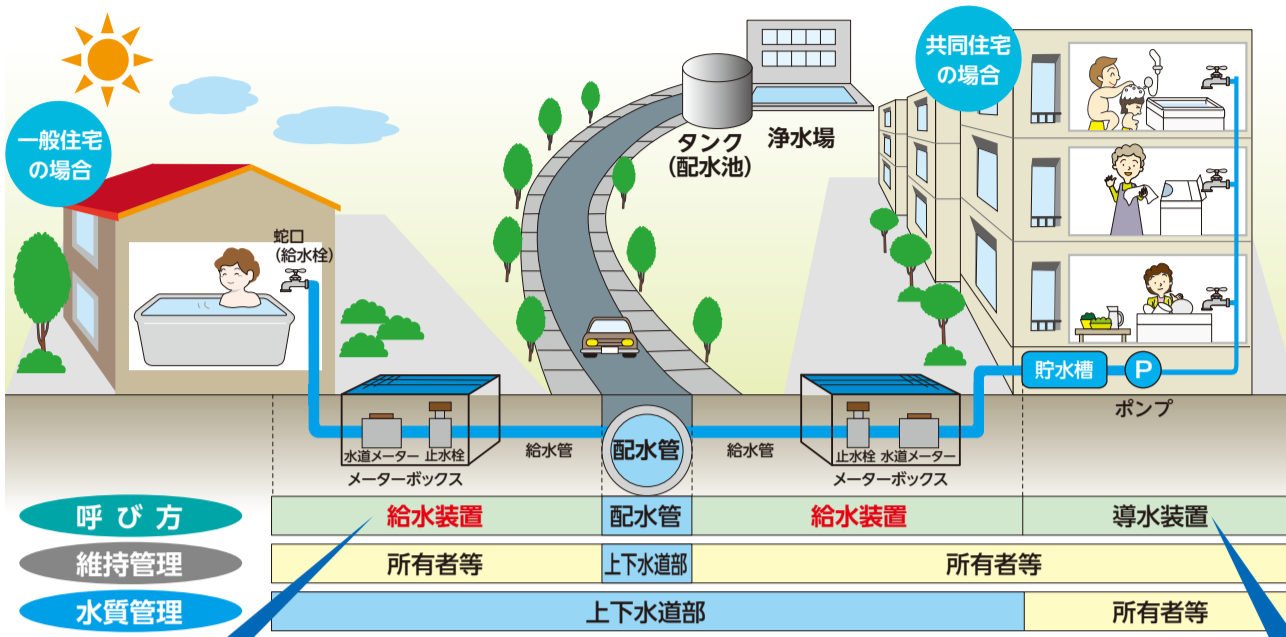
☎922-2314

公共下水道への積極的な接続をお願いします。



下水道マスコットキャラクター「スイスイ」

給水装置はお客様の財産です (水道メーターを除く)



水道メーターでチェック!

水漏れの点検方法

水道を使用していない状態で、水道メーターの中にあるパイロットが回転していないか確認してください。
※水を使っていないのに回転している場合は、水漏れの可能性があります。

給水装置とは？

道路の中に埋められた配水管から宅地内などに引き込まれた給水管と、これに取り付けてある止水栓、水道メーター、蛇口などをまとめて給水装置と呼びます。

これらの給水装置は、お客様の利用形態や使用水量に合わせてお客様負担で設置しますので、お客様の財産となります。
※水道メーターは上下水道部から貸与しており、検針や取替えを行います。日常の管理はお客様にお願いしています。

導水装置とは？

共同住宅などの大型の建物では、貯水槽やポンプが設置され、建物内配管を経て各室の蛇口・シャワーなどから水道水を供給しており、これらを導水装置と呼びます。

導水装置の一部である建物内配管は建物の築年数とともに劣化が進み、配管内部のさびなどにより、にごり水や漏水が発生する可能性があります。万一、漏水などが発生すると居住者の生活に支障をきたすこととなりますので、計画的に建物内配管の取替えを行うなど適正な維持管理をお願いします。

給水装置・導水装置の修繕は？

お客様の財産である給水装置や導水装置が古くなったり、壊れたりした場合の修繕費用は、お客様のご負担となりますので、修繕内容や方法については、十分に検討ください。なお、一例として全体を取り替えることで、繰り返し修繕することを避けることができる場合もあります。

修繕などの連絡は、草加市管工事業協同組合、草加市水道事業指定給水装置工事事業者へお願いします。※市ホームページで業者が閲覧できます。

修繕に関すること(水漏れ・出水不良など)

閘水道施設課 維持管理係 ☎925-3227

草加市管工事業協同組合 ☎927-2525

草加市水道事業指定給水装置工事事業者に関すること

閘水道営業課 給水係 ☎925-3135

貯水槽の点検を！

導水装置の一部である貯水槽は、水道水を一度ためておく施設です。貯水槽から蛇口までは所有者が清掃や点検などの管理をする必要があります。

清掃や点検がきちんとされないと…

- 貯水槽のふたが開いて雨水やごみ・ほこりなどが水道水に混入
- 貯水槽の亀裂からの漏水など

⇒異臭や水道水の安全が保たれない原因となります。

いつでも安全な水道水を利用するために、所有者は1年以内ごとに1回の清掃や、日頃から施設などの点検を忘れずに行ってください。

なお、近年貯水槽のポンプ故障などによる給水停止事故が発生しています。建物の所有者は、故障時の緊急連絡先を共有スペース部分に表示し、また管理人が常駐していない建物の居住者の方は、緊急時の連絡先の確認をお願いします。

草加市水道事業指定給水装置工事事業者一覧表 (市内)

《平成30年10月24日現在》

給水装置に関する水道施設の新設・改造・撤去などを申請する場合は、草加市に登録している「草加市指定給水装置工事事業者」(下記一覧の市内事業者もしくは市ホームページ記載の市外事業者)へ直接申し込みを行ってください。給水の申請に関してわからないことにつきましては、担当までご連絡ください。

閘水道営業課 給水係 ☎925-3135

事業者名	所在地	電話番号	事業者名	所在地	電話番号
エスシーエス(株)	青柳二丁目19番10号	936-1234	(株)メイセイ	長栄二丁目2番地4	941-3560
(株)小林設備	青柳三丁目34番5号	932-2760	長栄建設工業(株)	長栄二丁目36番34号	930-5510
サンコー設備(株)	青柳七丁目20番14-303号	949-6406	(有)双位建設	長栄三丁目35番地6	943-0423
(株)ヤマト	青柳七丁目61番48号	961-8702	(有)栗原水道	手代町412番地6(※)	925-4484
(有)ウルマ設備工業	青柳八丁目4番29号	935-4019	(有)イワセポンプ店	手代町1027番地8(※)	922-2429
(株)セントラル設備	青柳八丁目29番2号	936-1000	東設工業(株)	手代町1034番地28(※)	928-0225
ナガヤス工業(株)	青柳八丁目57番43号	933-3711	三栄工業	苗塚町55番地4	925-7384
(有)山口建工	稲荷四丁目4番40号	931-8198	竹内セントラル(株)	苗塚町438番地16	928-5525
(有)栃南設備工業所	稲荷五丁目8番2号	936-3847	ビッグ住設	中根二丁目37番20号	932-0273
(株)タイシン住設	稲荷五丁目35番39号	931-6489	(有)テクノライ	西町17番地3	927-4594
渡辺商事	柿木町141番地	931-3668	大一工業(株)	西町440番地11	925-5310
松原工業	北谷一丁目28番29号	941-3333	(株)東管	新里町1502番地1	927-1171
(有)祝設備工業所	北谷二丁目30番7号	941-9126	小見寺設備工業(有)	花栗四丁目2番20号	942-3543
(有)松大工業	小山一丁目18番23号	946-1750	(有)タクマ	花栗四丁目10番11号	944-5345
(有)アイ水道	小山一丁目23番17号	951-2343	(有)やまと水道	氷川町429番地4	927-8519
(株)サントス	栄町二丁目5番23-102号	933-5151	(有)駒崎設備	氷川町818番地3	924-4136
正木設備(株)	栄町三丁目9番30号	931-3933	祐工商事(株)	氷川町941番地	931-7654
(株)エタニティ	新善町361番地6	950-8507	新日本建設工業(株)	氷川町2179番地12	923-2551
(有)平和電気商会	住吉一丁目12番5号	924-3071	木村設備	谷塚二丁目17番12号	925-4791
堀川産業(株)	住吉一丁目13番10号	925-1141	(株)今泉水道	谷塚上町483番地3	927-1010
東京管工機材(株)草加支店	住吉一丁目14番20号	927-0041	第一管工(株)	谷塚町1442番地12	922-9583
(株)井戸梅	住吉二丁目4番3号	922-3413	(有)寺島管工設備	柳島町193番地5	925-4566
(株)三成建設	清門一丁目363番地	942-5053	(株)誠環	八幡町624番地3	935-5887
(株)大翔建設	清門三丁目43番地13	942-4109	(有)井戸浅水道工事店	八幡町802番地	931-3330
浅古商事(有)	瀬崎二丁目4番9号	927-6520	井坂興業(株)	八幡町1051番地3	936-1813
(株)ユーワテック	瀬崎六丁目18番18号	925-5613	(有)石田水道	吉町一丁目5番12号	922-2736
(株)キューリツ	草加一丁目1番14号	942-0485	(有)東洋開発	両新田西町246番地	928-5520
(株)ツノイ電気	中央二丁目4番22号	924-6336	(有)豊栄設備	両新田東町56番地6	922-1437
(株)埼玉車輛	長栄一丁目630番地1	941-3426	(株)はじめ工業	両新田東町234番地1	922-5850
萬設備	長栄一丁目779番地1-105号	942-1200			

※手代町地区につきましては、平成30年11月23日に住居表示が実施されるため、所在地の表示が変更となります。